

【会 合】

国際知財司法シンポジウム 2019 「インターネット上の著作権侵害に対する刑事司法」の国際比較

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第1 はじめに

2019年9月25日（水）から同月27日（金）までの3日間、弁護士会館2階講堂クレオ（東京都千代田区霞が関）において、「国際知財司法シンポジウム」（略称JSIP）が開催されました。

JSIPは、海外から実務家をお招きして、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることなどを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、2017年から実施しています。開催形式を変えながらも、今年で3回目を迎えることとなりました。

2019年度のJSIPは、「アジア太平洋地域における知的財産紛争解決」の副題の下、ASEAN全加盟国、中国、韓国、インド、オーストラリアから、知的財産法分野の実務家をお招きし、日本の実務家と共に、3日間にわたり、特許権や著作権を題材とした模擬裁判やパネルディスカッション等のプログラムを行いました¹。

法務省が担当した2日目（9月26日）のプログラムでは、「インターネット上の著作権侵害に対する民事及び刑事司法」をテーマに、午前は民事パートとして、ASEAN諸国の裁判官²が登壇する模擬裁判形式のパネルディスカッションを、午後は刑事パートとして、ASEAN諸国の警察関係者によるプレゼンテーションやパネルディスカッション等を行いました。

JSIPで刑事司法を取り上げることは初の試みであり、主催者側からは当初、捜査手法等を公開シンポジウムで行うことに関して懸念を示す声も一部ありました。しかしながら、ASEANにおいてもインターネットを通じたいわゆる模倣品・海賊版の横行が深刻な問題となっている背景事情を踏まえ、テーマをインターネット上の著作権侵害に絞ったことや、事前の打ち合わせにより発表内容を検討するなどの事前準備を慎重に進めたことで、無事、シンポジウム開催の実現に至りました。そこで、今回は、刑事パートの概要についてご紹介いたします。なお、本稿中、意見にわたる部分は、いずれも当

¹ 詳細は、知的財産高等裁判所 (http://www.ip.courts.go.jp/documents/thesis/2018JSIP_summarize_02/index.html)、法務省 (http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai02_00050.html)、特許庁 (<http://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201909/092501.html>) の各ホームページを御覧ください。また、一部プログラムの当日の様子については、YouTube チャンネル「JSIP 2019 国際知財司法シンポジウム 2019」でも公開されています。

² ブルネイ以外のASEAN加盟国から、合計9名の裁判官が参加しました。

職の私見です³。

第2 プログラム内容

刑事パートでは、まず、日本側の知見を共有するものとして警察庁の講演からスタートし、続いてASEAN側のプレゼンテーション、最後にパネルディスカッションという流れで行いました。プレゼンテーションについては、ASEAN加盟国の中でも知的財産権侵害事犯の取扱件数が比較的多いタイ及びシンガポールが発表を務め、これら2か国を除いたASEANの参加者らがパネルディスカッションにて議論を行いました。

1 講演

日本側の発表として、警察庁生活安全局生活経済対策管理官付課長補佐の萩原勇氏から、日本における著作権侵害事犯の検挙状況等について御講演いただきました。



【警察庁生活安全局生活経済対策管理官付課長補佐 萩原勇氏】

講演では、日本の警察組織に関して、知的財産侵害事犯⁴を取り扱う担当部署等の説明がなされた後、日本における知的財産権侵害事犯の検挙事件数や著作権侵害事犯に占めるインターネット利用の割合が示されました。知的財産権侵害事犯の検挙事件数については、ここ10年、ピーク時に比べるとやや減少傾向にあるものの、なだらかな横ばい状態を維持していること、知的財産権侵害事犯中、著作権侵害事犯が占める割合は3割から5割の間で推移していること、また、著作権侵害事犯に占めるインターネットの利用割合については、2009年に6割だったものが、2015年には9割を占め、以後、高い水準で推移していることなどが報告されました。さらに、著作権侵害事犯における捜査の一連の手续として、サイバーパトロール等の認知から検察庁への事件送致に至るまでの流れのほか、実際の検挙事例として、海賊版DVD等の輸入・販売事件、改造フィギュアの販売事件、ファイル共有ソフトを利用した違法

³ 各国の刑事司法について比較検討するに当たり、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所知的財産部長加藤範久氏より、数多くの基礎資料や助言をいただきました。

⁴ 著作権侵害事犯、商標権侵害事犯、不正競争防止法違反、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯を指しています。

アップロード事件を紹介しつつ、ここ最近の犯罪傾向に対する捜査手続等が示されました。

2 プレゼンテーション

(1) タイ

タイ王立警察経済犯罪取締部長 Chavalit Chavalitphongpun 氏から、タイにおけるインターネット上の著作権侵害事犯の捜査手法に関してプレゼンテーションが行われました。



【タイ王立警察経済犯罪取締部長 Chavalit Chavalitphongpun 氏】

プレゼンテーションでは、まず、背景事情として、タイでは1日のインターネット利用時間が平均9時間以上と世界で一番多く、また、フェイスブックの利用者も世界で一番多いことなどから、年々、ソーシャルメディアを利用したインターネット取引が拡大・発展していること、それに伴い、インターネット上の著作権侵害事犯も増加していることなどが報告された後、タイにおける著作権法の概要（例えば、罰則は懲役6か月から4年の間、罰金は10万から80万バーツの間）、告訴から起訴に至るまでの捜査の流れが説明されました。捜査の中では著作権者や関連機関との連携が重要な位置づけを占めており、特に、著作権者がインターネット上で発見した違法アップロードのデータをDVDに記録するなどして警察へ提出することが重要な端緒になるとともに、同データが重要な証拠となっていること、ウェブサイト管理者への照会を通じて著作権侵害者のメールアドレス、電話番号、取引口座等の情報を収集し、更に警察組織内のフォレンジック⁵部門によってIPアドレス⁶を解析するなどして犯人特定に至っていることなどが報告されました。そのほか、捜索・差押え、逮捕については、裁判所の令状に基づき行っていること、収集した侵害品は、裁判所の命令により最終的に破壊されることなど、法令に基づく刑事司

⁵ デジタルフォレンジックを指しており、サーバーやパーソナルコンピューター等に記録されているアクセスログ等を解析して犯罪捜査に資する証拠を探す総称として使われています。

⁶ パーソナルコンピューターやスマートフォン等、インターネット上に接続された機器を識別するために割り当てられたナンバーのことであり、インターネット上での住所のような役割を担っています。

法の運用により権利救済が図られている状況等が示されました。また、ケーススタディとして、フェイスブックを利用した違法コンテンツ掲載や、チャットのアプリを利用した現金の移動（マネーロンダリング）など、最近の犯罪傾向やこれらの摘発経緯等についても紹介がなされました。

他方で、今後の課題として、サーバーが海外にある場合の捜査手法が挙げられました。司法共助条約（Mutual Legal Assistance Treaty）に基づく手続については、あまりにも時間がかかり過ぎることから、捜査手法としては良い手段と言えず、そのため、海外の関連機関との任意の協力関係が今後も重要になると指摘した上で、最近のフィリピン警察と日本警察の協力関係により犯人逮捕に至った漫画村の事件が好例として挙げられました。

(2) シンガポール

シンガポールからは、シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部 Winnie Leong 氏により、シンガポールにおける知的財産権保護の枠組み等に関して発表が行われました。



【シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部 Winnie Leong 氏】

シンガポールの知的財産権保護に向けた枠組みとして、まずは、知的財産権保護に関する法令や政策、戦略に基づき、司法省、特許庁、その他関連機関が連携して、助言や管理、教育の普及等の活動を行っていること、その中でもシンガポール警察は、国内における知的財産権の執行についてリードする機関となっていることなどが紹介されました。さらに、これらの機関は、政府内だけにとどまらず、民間産業、公共機関等社会全体とも連携し、責任を分担する仕組みによって、シンガポールにおける知的財産権の適切な執行を行っていることなどが説明されました。

そのほか、シンガポールでは、刑事手続の開始を求めるか否かは原則として著作権者に委ねられているものの、シンジケートの摘発等大規模組織犯罪が絡む事件の場合には、警察が主導して捜査を開始し、摘発しているとのことでした。

著作権侵害事犯の捜査については、後述のパネルディスカッション用事例を基にして、シンガポールの著作権法、刑法、刑事訴訟法、証拠法、刑事司法共助法を紹

介しながら、侵害品等の必要な証拠の収集、動機や計画、認識等に関する事情を聴取するための参考人・被疑者の取調べ、犯行に使用された携帯電話やパーソナルコンピュータ等のデジタルフォレンジック捜査等が紹介されました。

3 パネルディスカッション

パネルディスカッションには、ASEANから、ブルネイ王立警察犯罪捜査局長 Dato Paduca Hj Mohammad Hassan bin Pehin Penyrat Hj Ahmad 氏、カンボジア内務省国家警察人民委員会知財犯罪局経済犯罪警察部副部長 Suon Nara 氏、インドネシア警察犯罪捜査局産業取引特殊経済第四部部門長 Hendy Febrianto Kurniawan 氏、ラオス公安省警察総務局インターポール部門副部長 Chanthone Heuangkhamxay 氏、マレーシア王立警察経済犯罪捜査局共同捜査部長 Amran Bin Justin 氏、ミャンマー警察犯罪捜査局警察中佐 Soe Naing 氏、フィリピン国家警察警部 Nestor Elio Bacuyag 氏、ベトナム公安省警察学院教官 Pham Hai Binh 氏が参加しました。

モデレーターは、当職及び当部の下道良太教官が務め、御講演いただいた萩原氏にもコメンテーターとしてご参加いただきました。



【パネルディスカッションの様子】

(1) 事例

パネルディスカッションは、共通の事例を基に参加者から回答をいただくという形式で進めました。

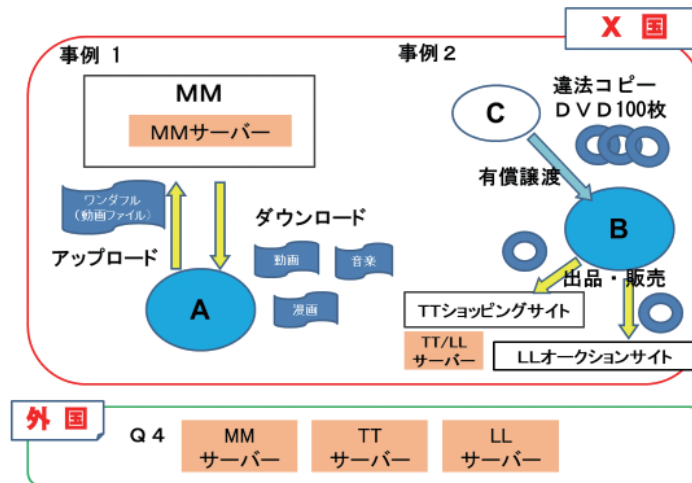
事例1は、Aが、インターネット上のファイル投稿サイト「MM」に、著作権者の承諾なく、映画の動画ファイルをアップロードし、さらに、著作権者の承諾なくアップロードされている音楽ファイル等をそれと認識しながらダウンロードしたという、違法ダウンロード・アップロードの事案です。

事例2は、Bが、著作権者の承諾なく複製された劇団公演のDVD100枚をCから譲り受けた後、著作権者の承諾なく複製されたDVDであることを知りながら、これらDVDをインターネットオークション等に出品して販売したという、海賊版DVDのネット販売事案です。

上記A及びBにおける犯罪の成否と捜査手続、さらに、各サーバーが外国に設置

されている場合の問題点等について、各国に質問しました。

以下は、事例のポンチ絵です。



(2) 各国回答内容

ア A及びBの犯罪の成否等について

各国すべて著作権法を有しており（ミャンマーについては、2019年5月に改正著作権法が成立しており、近い将来施行されるとのこと。）、BのDVD販売行為は著作権法違反として犯罪が成立するという点では、一致した回答でした。

これに対して、Aによるアップロード及びダウンロードの各行為については、以下のとおり、回答が分かれました。

カンボジアは、アップロード及びダウンロードは、いずれも公衆送信権と複製権を侵害する違法な行為だが、ダウンロードのみであれば違法ではなく、私的使用は犯罪とはならないとの回答でした。ベトナムは、営利目的でなければ犯罪は成立せず、その場合であっても、行政罰を受けることがあるとの回答でした。フィリピンは、アップロード及びダウンロードの双方に犯罪が成立するものの、私的複製に該当するなら犯罪とはならないとの回答でした。

これらの回答に対して、マレーシアからは、違法に複製した動画等の枚数によって、犯罪の成否のみならず、罰金額も異なるとして、違法に複製した動画等が2つを超えないなら犯罪とはならないことや、罰金額も枚数によって異なることなどが規定されているマレーシアの著作権法について、紹介がなされました。

イ 捜査の端緒について

多くの国が著作権者からの告訴によって捜査が開始されるとの回答でしたが、ベトナムでは、捜査の端緒については刑事訴訟法に情報提供等6つの事由が規定されていること、著作権については文化庁からの告発を端緒とすることが多いとのことでした。

警察官がインターネットのホームページ等をチェックしながら違法コンテンツ等を発見するといったサイバーパトロールの実施については、インドネシアが、

24時間体制のサイバーパトロールを行っているとのことであり、ニュースサイトやソーシャルメディアをチェックするなどしてパトロールを実施しているとの回答でした。

ウ 収集する証拠について

各事例において収集する証拠については、DVD等の侵害品並びにA、B、Cの携帯電話及びパーソナルコンピューター等の関係者とのやりとりで使用した機器等を押収・解析するとともに、A及びBのほかC等の参考人の取調べを実施することは、いずれの国においても概ね一致していました。また、押収したデータ等の解析に関して、ブルネイやベトナムから、デジタルフォレンジック捜査を専門としている部署の概要が紹介されました。

上記パーソナルコンピューター等の検索・差押えについては、いずれの国も令状に基づき行っているとのことでしたが、ブルネイ、マレーシアでは、令状手続を経ていると侵害品を保全できず、証拠が散逸してしまうような緊急事態の場合には、無令状で押収できる場合があるとして、その場合の手続等が紹介されました。

また、タイでは、専門部の裁判所が知財事件に関する令状を発布しているところ、フィリピンにおいても、4つの裁判所⁷が知財に関する令状を発布しているとの回答でした。

押収した侵害品の処分については、全ての国において、裁判所の判決により廃棄するとの回答でしたが、フィリピンについては、十分な証拠があれば、有罪判決前であっても、裁判所が廃棄を命令することが可能であり、当該廃棄についてはNCIPR（National Committee on Intellectual Property Rights）という機関が行うとのことでした。

エ 被疑者が否認した場合の捜査

続いて、事例2の被疑者であるBは、Cから譲り受けたDVDが侵害品であることを知っていたが、取調べにおいて、「正規品だと思っていた。」と述べた場合、どういった点に留意して捜査がなされるかという質問も行いました。

いずれの国も、B及びCの携帯電話やパーソナルコンピューター等の機器を解析するなどして、B・C間のメール送受信履歴、Bのネット販売経歴や検索履歴、顧客とのやりとりを明らかにするなど、Bの認識を基礎づける周辺事情について捜査する旨の回答となりました。

オ 告訴の要否

ベトナム以外は、捜査を開始するに当たり告訴が必要であるとの回答でした。

ベトナムは、告訴が法律上必要とはされていないものの、著作権者の協力がなけ

⁷ 知財訴訟に対する専属的審理権限が与えられている特別商事裁判所のことと思われます。フィリピンでは、2011年に、知的財産権訴訟に関する新たな手続規則が発効され、特別商事裁判所が新たに指定されました。詳細は、特許庁ホームページを御参照ください。

れば許諾の有無や侵害の判断等に困難が生じるため、警察官が著作権者にコンタクトを取るなどして協力を得ることに努めているとの回答でした。

著作権者に求める協力内容については、ブルネイから、レポートの作成について紹介がなされました。このレポートには、被害申告だけでなく、疎明資料として、著作物であることを証明する書類等、侵害を判断する上で重要な証拠となる資料が添付されるとのことでした。

告訴状の様式については各国様々でしたが、告訴状とともに宣誓供述書が必要とされるのは、マレーシアとフィリピンでした。マレーシアでは、告訴状が提出される機関は警察だけでなく、Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairsにおいても受理するとのことであり、同機関が告訴を受理した場合、侵害品を押収するなどの捜査も同機関において行うとの回答でした。

カ 外国サーバーの問題

外国にサーバー等がある場合の捜査の流れとしては、ほとんどの国が、刑事司法共助条約や国際刑事警察機構（ICPO）を通じて行うとの回答となりました。インドネシアからは、中国警察やシンガポール警察との捜査共助の事例が紹介されました。ブルネイは、インターポールを通じた協力が主となる旨の回答でした。ラオスからは、参加者がインターポール関連業務を扱う部署の所属であったこともあり、インターポールからの情報収集や情報共有の仕組みについて紹介がなされました。

キ その他

事例の設問以外にも、興味深い関連質問を各国に投げかけてみました。

著作権者が自ら起訴する制度（私人起訴）について質問したところ、いずれの国もないという回答でした。この点、フィリピンからは、関連回答として、著作権者が刑事裁判を求めるための手段として、警察を通じた手続だけでなく、知的財産庁（IPO）を通じた手続があることが紹介されました。この場合、著作権者はIPOに被害申告をし、IPOから警察へ事件が送致されるとのことでした。他方、IPOでは、侵害者に対して行政処分を行っていることから、IPOと警察の間では、収集した証拠の共有等、連携・協力関係があることにも触れられました。

刑事手続の中で著作権者が損害賠償を求めることができるのかについて各国に質問したところ、ベトナムからは、民事と刑事で手続は分かれているものの、被害者は訴訟参加人として刑事裁判に参加することが可能であり、損害の程度等に関して審理を求めることができること、民事と刑事で手続が分かれた場合においても、刑事の証拠は民事で採用されることなどの説明がありました。

著作権侵害に対する民事・刑事以外の処分についても各国に質問したところ、ベトナムとフィリピンでは、行政処分による運用がなされているとの回答でした。

(3) 総括

パネルディスカッションを通じて、いずれの国においても、著作権侵害事犯に対し、法律に基づき取締りを図っていること、令状によって慎重な運用がなされていること、否認事件の捜査においても、いきなり被疑者を自白させるという手法を取るのではなく、まずは被疑者の認識を基礎づける客観証拠等の収集に努めていることなどが分かりました。

他方で、ブルネイ及びマレーシアでは、証拠の散逸防止等、捜査上の必要性が認められる場合には、例外として、無令状での証拠品の押収、侵害者の逮捕があり得ること、フィリピンでは、判決前に侵害品を廃棄する場合があることなど、権利救済（侵害回復）に向けた対応として興味深い手続があることも報告されました。

そのほか、フィリピンやベトナムでは、刑事手続だけでなく、行政手続が権利者の救済において重要な位置づけを占めていることが分かりました。

以上のとおり、今回のパネルディスカッションでは、各国において、それぞれ刑事司法制度は異なるものの、関係機関との連携や法令の下で、著作権侵害の回復に向けた運用に取り組んでいる状況が示されたのではないかと思います。

第3 おわりに

今回、ASEANにおいても問題となっているインターネット上の著作権侵害というテーマで臨んだものの、国によっては取扱事例が少なく、そのため議論が偏ってしまった場面も少なからず認められました。テーマや事例については、権利者の救済という視点から捜査手続を俯瞰し得る問題設定にするなど、もう少し各国の比較が生きる形での議論の進め方があったのではないかと思います。この点は本年度の大きな反省点となりました。

とはいえ、今回のJSIPは、全体として見れば、共通の刑事司法における取組や課題等について各国の警察関係者が発表・議論を行い、これら発表・議論を通じて自国制度の運用を見つめ直す貴重な機会になったのではないかと思います。JSIPの参加者からは、「自国の経験が少ないからこそ、JSIPのようなシンポジウムやセミナーを通じた情報共有・意見交換が貴重な知見となる。」旨の意見もいただいており、今回のJSIP参加が、ASEANにおける知財制度の運用改善と発展につながれば幸いです。